

ジュニア優秀競技者表彰規程

(総 則)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟市スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第4条第9項の事業を遂行するために、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 将来性のあるジュニア競技者で顕著な成績をおさめた者を表彰し、その榮譽をたたえ、更なる活躍とジュニア層の発展と競技力向上に資することを目的とする。

(表彰の対象)

第3条 表彰する対象者は、次のとおりとする。
高校生以下の競技者で優秀な成績をあげた者

(候補者の推薦)

第4条 前条に定める表彰候補者は、本会の加盟団体長並びに各区体育（スポーツ）協会から本会会長に推薦するものとする。

(受賞者の決定)

第5条 前条の規定により推薦された者について、理事会で審議・選考し受賞者を決定する。

(表彰の回数)

第6条 表彰は毎年1回行う。

(その他)

第7条 この規程の施行について、必要な事項は別に定める。

附 則 この規程は、平成12年1月18日から施行する。

平成20年11月10日一部改正

平成24年4月1日から公益財団法人に移行

平成30年7月1日一部改正